

農業振興資金の貸付について（概要）

農業経営の近代化を推進し、意欲的に農業振興を図るために施設整備、機械購入などを行う農業者（法人を除く）に対し、無利子で資金の貸し付けを行います。

貸付対象者	市内在住で農業に従事している 65 歳 までの方
貸付金額	認定農業者 最高200万円 一般農業者 最高150万円
貸付利子	無利子
貸付期間	5年以内
償還方法	元金均等償還
申込方法	所定の借入申請書を農政課まで提出（添付書類あり）
申請期間	令和7年9月1日（月）～ 令和7年9月30日（火） ※土日祝は除く

【注意事項】

- ・ 市税に滞納がある方、収入の無い方は申請できません。
- ・ 以下のいずれかに該当する者は連帯保証人になることができません。
 - ① 申請者と生計を同一にする者
 - ② 市税に滞納のある者
 - ③ 収入・資産がない者
 - ④ 同時期に資金の借り入れを行う相対の者
 - ⑤ 現在・過去において当制度で滞納した者、またその連帯保証人だった者
- ・ 事前着工は対象外です。また、年度内に事業完了をしていただきます。
- ・ 雨除けハウスや倉庫建築等の場合には、必ず建築図面と建築位置図、見積書の添付が必要になります。
- ・ 申請数・内容等により、貸付不可・貸付金減額となる場合があります。
- ・ 借入れ金（資金）を許可目的以外に使用したときは、資金の全額または一部が繰上償還になります。
- ・ 事業の完了後に実績報告書の提出が必要となりますので、農機具の納品写真や領収書等は大切に記録・保管をお願いします。

（問い合わせ先）

南アルプス市役所 産業観光部

農政課 農業振興担当

TEL 282-6207（課直通）

FAX 282-6279